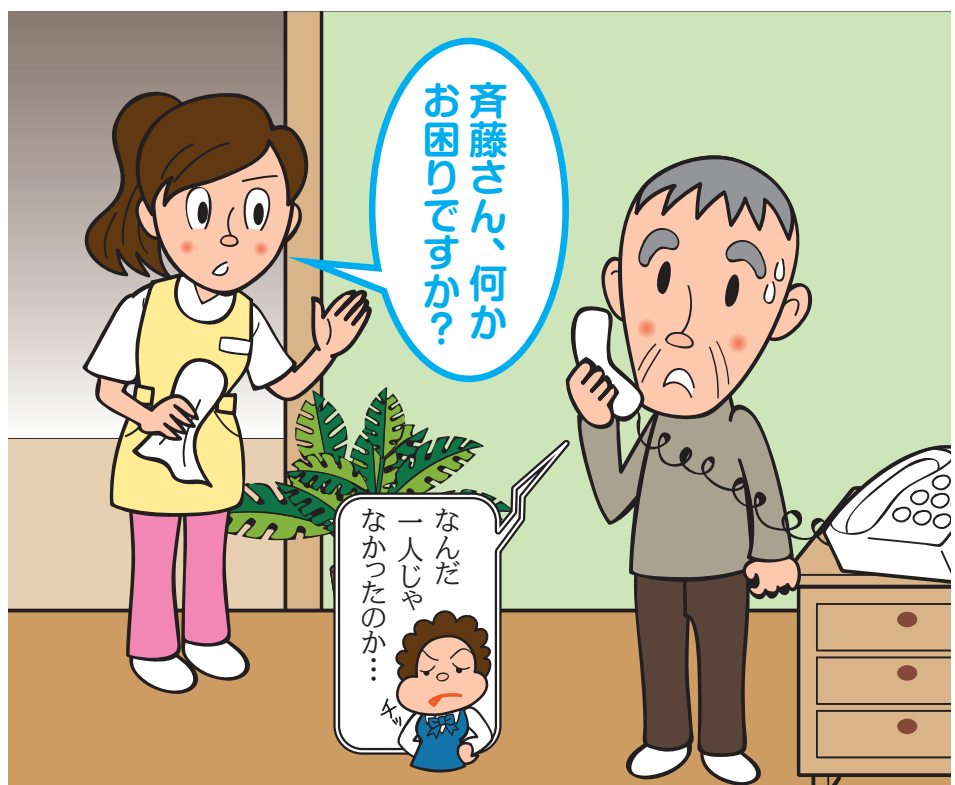
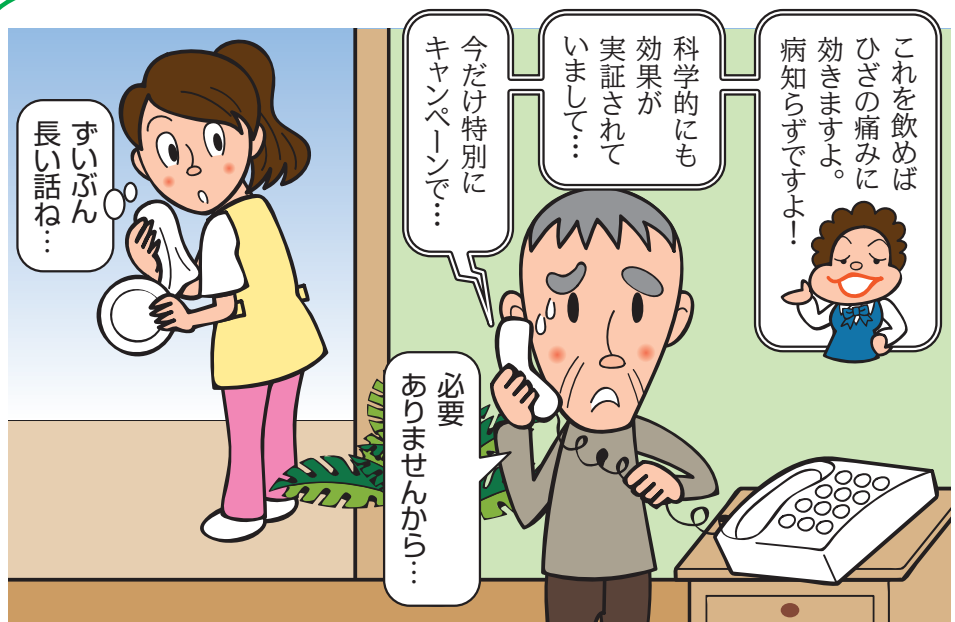


事例④

健康食品を勧める電話がしつこくかかってきて...



ヘルパー
長沼由紀さん(仮名)

気づきと対応のポイント

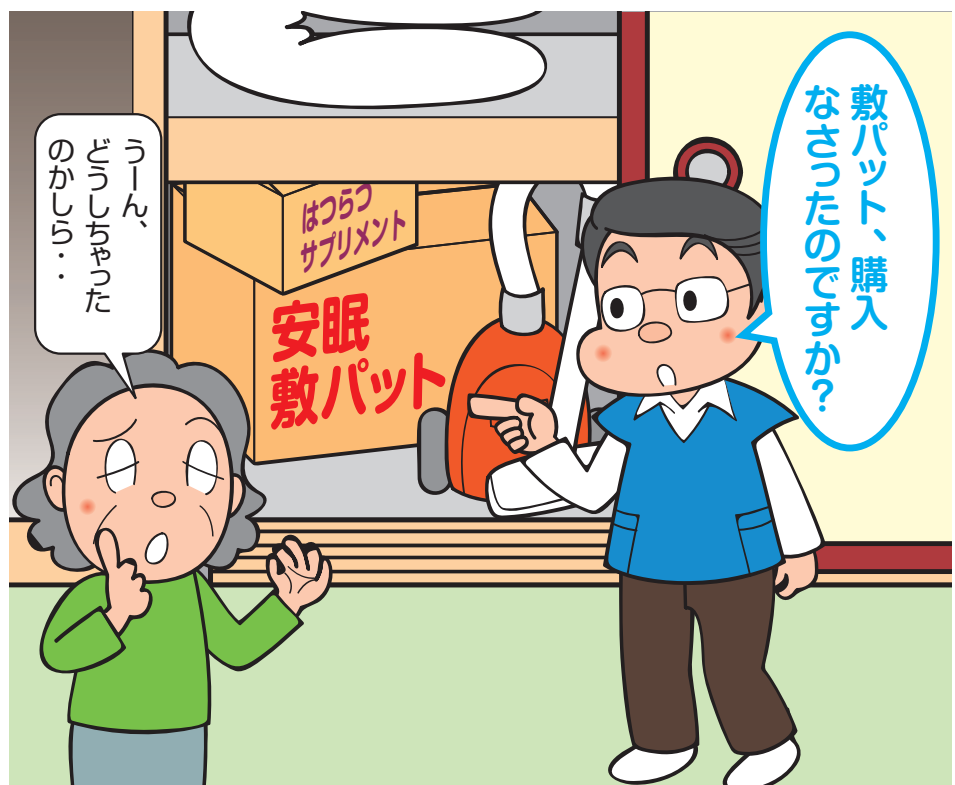
- ① 契約する意思がないことを示した人に対し、電話や訪問による再勧誘は法律で禁止されています。「いりません」「必要ありません」とはつきり伝えそのまま電話を切りましょう。
- ② 発信者の番号表示サービス(有料)や留守番電話など、機能を利用して着信拒否を設定することも効果的です。
- ③ 電話に怯えている場合は、トラブルに巻き込まれている可能性があります。事業所を通じてケアマネジャーに連絡しましょう。

一人暮らしの斉藤さん(仮名70歳男性)のお宅につかかったときのことです。頼まれた家事をしていると、1本の電話がかかってきました。ときどき聞こえてくる話の様子では健康食品の勧誘のようでした。20分近く経ってもなかなか電話を切り捨てられず、斉藤さんも疲れていたのです。私は思いきって声をかけました。

後で話を聞いてみると、断っているのによく電話がかかってくる業者なのだそうでした。私は事業所を通じてケアマネジャーに連絡し、今後の対策について相談しました。

事例⑤

テレビショッピングで次々と...



ヘルパー
安藤英男さん(仮名)

気づきと対応のポイント

- ① テレビショッピングは、魅力的な言葉や映像で買っ気にさせる演出が目立ちますが、重要なことは表示時間が短く、わかりにくい点もあります。
- ② 見慣れない段ボールや新しい商品を見かけた時には、話題にするようにしよう。また、入金を督促する郵送物や電話、家賃等を引き落とす口座の金額不足等で被害に気づく場合もあります。
- ③ 認知症で判断能力が低下している場合には、契約を無効にしたり、取り消したりできることがあります。至急家族に連絡し、成年後見制度などを含めて検討しましょう。

一人暮らしの加藤さん(仮名76歳女性)の家で、掃除をしていた時のことです。掃除機を出そうと押し入れをあけたら、見慣れない開封済の段ボールが奥の方に見まわっていました。お断りをして中身を見せてもらおうと、新品の商品が未使用のまま入っていました。

ご本人に聞いてみると、テレビショッピングで購入したようですが、詳しいことはあまり覚えていない様子です。私は事業所に連絡し、事業所から連絡を受けたケアマネジャーが遠方のご家族に連絡をとりました。ご家族は消費生活センターに相談をしました。